平成２７年（フ）第３３７号
大阪府河内長野市大矢船西町２番５―805号
債務者　飯田　公平
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
大阪府河内長野市大矢船西町２番５―805号
債務者　飯田　尚子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
堺市西区浜寺元町５丁536番地２　高台ハイツ202号
債務者　高木　彩香
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道三笠市唐松常盤町318番地　Ｇ棟１―１
債務者　平井　智巳
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第８号
北海道枝幸郡枝幸町歌登桧垣町132番地11
債務者　池田さゆり
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第９号
北海道士別市西３条13丁目292番地４　弥生団地
債務者　佐々木　洋
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１１０号
盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地340、旧住所岩手県滝沢市湯舟沢222番地440
債務者　山宅　　崇
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０８号
仙台市宮城野区東仙台１丁目23番74号　庄司アパート101
債務者　小野　友美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
秋田県能代市朴瀬字村下大川反62番地１
債務者　淡路美由紀
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２０号
福島県喜多方市高郷町揚津字中山乙597番地、前住所静岡県牧之原市新庄2389番地１
債務者　原口　優子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
茨城県水戸市石川２丁目4192番地の１　シャトーボヌールＡ棟201号
債務者　桑名　悦子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２０号
茨城県常陸大宮市栄町1223番地の４　メゾンヤマザキ２―101号室
債務者　長山　龍一
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４１号
茨城県笠間市石井1828番地　市営石崎住宅Ｃ棟13号
債務者　奥田　光江
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉３丁目13番10号　パーフェクトハウス西小泉２号、前住所群馬県邑楽郡大泉町東小泉３丁目21番11号　ラ・ポールＫ１―202号
債務者　折原明日香（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１４７号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目41番地１　クリーンピア西飾磨602
債務者　寺田　知里
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１号
鳥取県倉吉市上余戸486番地１　市営上余戸住宅122
債務者　平川　睦美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡1082番地
債務者　永田　和憲
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部